

令和 8 年度
八頭町看護小規模多機能型居宅介護
事業者募集要項

令和 8 年 8 月

八頭町

1. 公募の趣旨

八頭町では、第9期八頭町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）に基づき地域密着型サービスの基盤整備を行うため、住み慣れた地域で生活継続が可能となるよう看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画しています。

この募集は、新たに看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項）を設置運営する指定予定業者を決定するために行うものです。

2. 募集内容

- （1）募集事業所 看護小規模多機能型居宅介護
- （2）募集数 登録定員29人まで
- （3）圏 域 八頭町全域

3. 応募資格・要件

本件公募に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としします。

- （1）法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。法人又は病床を有する診療所設立予定者については設立時期が明確であり、指定までの間に設立が確実に見込まれること。
- （2）法人及びその役員又は管理者予定者が八頭町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
また、法人又は事業所の運営に当たって、八頭町暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けておらず、今後も受けないこと。
- （3）介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号に該当しないこと。
（第78条の2第4項各号＝指定地域密着型サービス事業者の欠格事項）
- （4）「八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年八頭町条例第13号。以下「町条例」という。）」、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。（指定申請までに満たすことが確実な場合を含む。）
- （5）介護保険法及び老人福祉法等関係法令の規定を遵守すること。
- （6）看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所（土地・建物）が確保されている、又は確実に確保できる見込みがあること。
- （7）（6）の場所が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっていないこと。
- （8）過去5年間に於いて、八頭町内外を問わず介護保険事業において重大な法令等の違反がないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- （9）当該法人及び代表者について、町税が課税されている場合は、滞納がないこと。
- （10）会社更生法、民事再生法等の更生又は再生手続きを行っていない法人であること。
- （11）八頭町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
- （12）応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 補助制度

施設整備等については、八頭町地域医療介護総合確保基金事業補助金による支援を検討していますが、補助金は八頭町の要望が鳥取県に採択され、かつ八頭町議会において予算の議決が得られた場合に事業化されます。

については、補助事業として採択されない場合や、期日までに施設整備等の補助対象事業が完了しない場合等、補助金を受けられない場合があることを予めご了解のうえ、補助が受けられなくても整備できる場合のみ応募してください。補助金の活用を検討する場合は、選定後速やかに八頭町保健課にご相談ください。

- ・補助金の交付対象は「開設事業者」です。
- ・設計費は補助の対象には含まれません。
- ・補助金を活用される場合は、令和9年4月以降、町が鳥取県の補助内示を受けた後に、町の関係条例等に準ずる建物工事等の入札を実施し、契約締結後、工事等に着工することが要件になります。

(1) 施設整備に係る補助金

〈対象経費〉 建築費

〈補 助 額〉 1施設×41,500千円（上限）※空き家を活用した整備を除く。

空き家を活用した整備 1施設×11,000千円（上限）

※単価は変更になる場合があります。

○ 施工事業者等選定方法

①ハード補助金を申請しない場合

法人所定の手続きに沿って施工事業者を選定してください。

②ハード補助金を申請希望の場合

[建築工事]

「八頭町建設工事執行規則」に準じて一般競争入札又は公募型指名競争入札、指名競争入札（なるべく5者以上）のいずれかにより執行してください。

[工事監理]

工事監理は、専門の業者に設計監理委託を行い、工事の監督や設計変更、施工業者の見積もり調整、施工業者との打合せ、工程の確認、完成引渡しの立会い、町の工事検査対応に当たらせてください。

○ 交付条件

- ①ハード補助金を活用される場合は、令和10年3月31日までに補助対象工事を完了することが条件となります。（※工事完了とは、八頭町が実施する完成検査に合格した時が完了となります。）

②ハード補助金を活用される場合は、消防法施行令上スプリンクラー設置義務がない場合であっても、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備を設置することが補助の条件となります。その他、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備を設置するなど安全面に配慮してください。

(2) 開設準備経費等に係る補助金

〈対象経費〉開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費など

〈補助額〉宿泊定員数×1,036千円（上限）

※単価は変更になる場合があります。

- ・開設準備経費等に係る補助金を活用される場合は、令和10年3月31日までに補助対象事業を完了することが条件になります。

5. 事業者の選定

(1) 選定方法

①	審査方法は、書類審査及びヒアリング等により行います。
②	指定予定事業者の選定は、「八頭町指定地域密着型サービス事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て町長が行います。選定委員会による審査は非公開とします。
③	審査の結果、指定予定事業者なしとする場合があります。
④	指定予定事業者の応募がない場合、及び指定予定事業者が決定しなかった場合、又は町の判断により、再度募集を行う場合があります。
⑤	選定の結果は、全ての応募者に対して通知します。

※指定予定事業者の決定を受けた後に事業計画を変更することにより、選定基準の評価が変わってしまう場合は、事業計画の変更を受理できませんのでご了解ください。

(2) 選定基準

	選 定 基 準 の 項 目
設置主体の評価	1 趣旨、理念 法人の運営及び施設設立に対して明確な趣旨及び理念を持っていること。
	2 経営状況 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。 ただし、新規に介護保険事業を開始しようとする場合（法人を設立予定の場合を含む。）は、介護保険サービス提供に対する熱意、高齢者の権利擁護に対する理解などを考慮し、同等のサービスが提供されると見込まれるときは対象とします。 また、法人経営が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。

事業計画の評価	3 監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業等の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題ないと認められるか、新規に開始しようとする法人の場合は、運営のノウハウを確保できること。
	4 事業所代表者の経験及び適格性 代表者及び代表予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	5 事業所管理者の経験及び適任性 管理者及び管理予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	6 介護支援専門員の経験及び適任性 介護支援専門員及び介護支援専門員予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり、十分な知識及び経験等を有する者であること。
	7 職員等の研修の実施 認知症介護に係る基礎的な研修及び管理者研修会等を受講し、又は受講を予定していること。
	8 職員等の基準配置 職員の配置は、当該介護保険事業者指定基準等を満たしたものであり、充実した介護サービスを安定的に提供できるものであること。
	1 事業運営の基本的考え方 事業運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。
	2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。事業開始後、安定的に継続した経営が見込まれること。
	3 建設用地及び建物の確保 建設用地及び建物の確保（所有し、又は賃借していることをいう。以下同じ。）が確実に見込まれるものであり、用地及び建物の確保が未確定及び関係機関との未調整により、事業執行に支障が生じる恐れがないこと。
	4 施設の立地条件 施設場所は、施設利用者の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮していること。また、当該施設を運営する観点から適切な面積及び形状であること。 また、施設場所は、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中にあること。
	5 近隣対応 隣接住民、自治会等に対し、事業所開設に係る地元との必要な調整を図り、地域住民及び他の地域資源との連携を確保できる見通しがたっていること。

6	施設内容及び整備方針 建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様とすること。 また、火災、地震、風水害等の非常災害時の安全対策は、具体的かつ実践可能なものが十分確保された計画となっていること。
---	---

(3) 選定スケジュール

(審査及び選定結果通知の時期については、変動する可能性があります。)

令和8年 9月15日(火)	応募書類の受付開始
令和8年10月 9日(金)	応募書類の受付締切り
令和8年10月下旬	選定委員会における書類審査及びヒアリング
令和8年11月下旬	審査結果通知・公表

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果については、速やかに全ての応募者に通知します。同時に、結果の概要については、八頭町公式ウェブサイトで公表します。なお、審査内容及び審査結果に対する質問や異議については受け付けません。

(5) 選定の辞退・取消し

- ア. 指定予定事業者は、事業所等整備、事業所指定を受けることその他応募の要件を満たすことが困難となった場合は、速やかに町に選定の辞退を申し出てください。
- イ. 指定予定事業者の選定後に当該指定予定事業者から辞退の申出があった場合は、次点の応募者を繰り上げて指定予定事業者とします。

(6) その他

- ア. 決定を受けた事業者は、事業所の開設にあたり、令和10年3月31日までに町に対して看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業所指定申請により指定を受ける必要があります。
- イ. 次のいずれかに該当し、事業者として不適格であると町長が判断した場合は決定を取り消します。
 - ①提出書類の内容に重大な不備や虚偽があった場合
 - ②事業者及びその関係者が町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合
 - ③開設時期までに事業を開始できない場合(やむを得ない理由がある場合を除く。)
 - ④重要な事項の変更があった場合
- ウ. 事業者の決定をもって、土地建物関係及びその他の法令上の制限解除や介護保険

法に基づく指定等を保証するものではありません。

エ. 事業計画の中止、事業者決定の取り消し又は選考がされなかったことによる損害や事業計画の実施に伴い生じた損失等について、町は一切責任を負いません。

オ. 応募が無かった場合、選考の結果、指定予定事業者としてふさわしい事業者がいないと判断した場合等には再募集します。

カ. 施設運営が円滑に行われるために、地域住民及び地元に対して十分な説明を行い、地域住民及び地元の同意を得る必要があります。地域住民及び地元の同意が得られない場合は、事業者決定後であっても、その決定を取り消します。

キ. 町条例で協力医療機関や、地域との連携が義務づけられています。定期的な往診や通院だけでなく、緊急時（特に夜間帯）にすぐに連絡が取れる協力体制を構築しておくことが重要です。

また、認知症について、専門的見地から助言いただける医師や医療機関との連携も大切です。

ク. 町条例で運営推進会議の設置についても規定されています。運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）に知見を有する者等とされており、開催頻度は概ね2か月に1回以上とされています。

このことから、事業計画書を提出する前には必ず事前に地元への説明を行ってください。また、説明にあたっては「八頭町に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」ということをお伝えいただくことや、「当社はこのような実績があります」といった、法人概要の説明が先行しすぎないように、十分注意してください。

調整が不十分な事業計画は、審査に影響するため、ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えてください。やむを得ない理由で近隣説明を終えていない場合は、締切後であっても説明を行ってもらい、経過を報告していただく場合があります。

単に、事業計画を申請するためのやり取りではなく、地域密着型サービスの理念に基づいて、事業所開設後も近隣住民や自治会町内会、地域包括支援センター、民生委員、医療機関等と良好な協力関係が築けるように工夫していただき、早期の段階から調整を始めてください。

ケ. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっている場合は対象外とします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、災害の恐れがある土地での計画は極力避けていただき、立地するリスクを踏まえた十分な対策を実施又は検討してください。

6. 応募及び質問等の方法

（1）応募書類の受付期間

令和8年9月15日（火）から令和8年10月9日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除き、時間は8時30分から17時までとします。

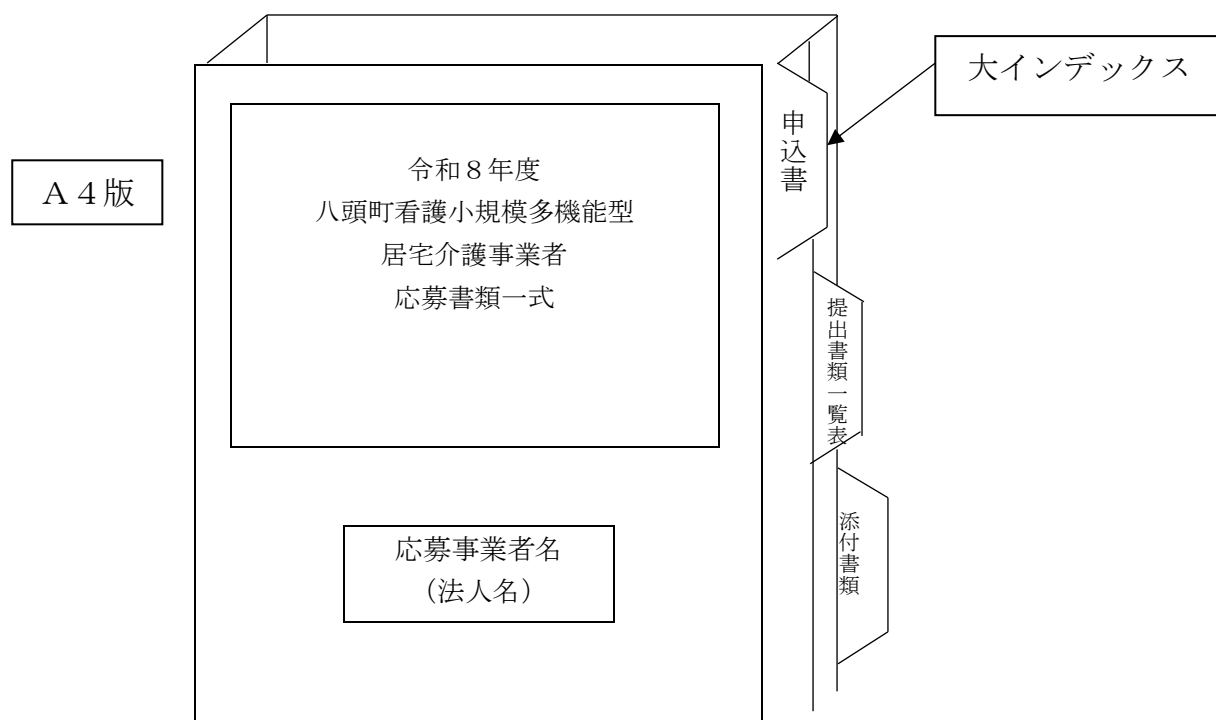
(2) 提出方法

別添応募書類の「提出書類一覧表」のとおり、提出期限までに正本1部、副本（正本の写し）1部を直接持参により、提出してください。

書類の体裁は、次のように整えてください。

- ①書類は原則A4版（両面印刷、両面コピー可、文書のとじ込み側の余白30mm程度）で作成してください。ただし、図面はA3版で作成し、A4サイズに折り込んでください。
- ②提出書類は通しのページ番号を付けてください。
- ③様式にある枠については、必要に応じて拡大、縮小は可能です。
- ④「申込書」「提出書類一覧表」「添付書類」の順番に並べ、A4フラットファイルに綴じてください。
- ⑤書類ごとに合紙を挟み、その合紙にインデックス（以降「大インデックス」という。）をつけてください。大インデックスは「申込書」「提出書類一覧表」「添付書類」の3種類作成し、該当する書類はそのインデックスごとに仕分けしてとじてください。
- ⑥大インデックスの「提出書類一覧表」にとじる書類ごとに合紙を挟み、その合紙に「様式番号」の小インデックスを、「添付書類」にとじる書類ごとに合紙を挟み、その合紙に「項目番号」の小インデックスをつけて、書類検索が容易となるよう整理してください。

なお、ファイルには「令和8年度八頭町看護小規模多機能型居宅介護事業者応募書類一式」及び法人名が分かるように表紙、背表紙に明記してください。



(3) 提出先

八頭町保健課介護保険係

鳥取県八頭郡八頭町宮谷 2 5 4 番地 1 郡家保健センター内

電話 (0858) 72-3555

※電話で日時を予約したうえで持参してください。(郵送不可)

(4) 質問及び回答

ア. 質問受付期間

令和 8 年 9 月 1 0 日 (木) から令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) まで

※平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

イ. 質問方法

質問については、電子メール及び F A X の方法により受付を行います。(電話、訪問による問い合わせは受け付けません。)

電子メールの場合は、件名を「令和 8 年度八頭町看護小規模多機能型居宅介護事業者募集要項に係る質問」として、上記期間内に送信してください。(上記期間内であれば時間や曜日に制限はありません。)

宛先等は下記問い合わせ先を参照してください。

ウ. 様式

別紙「質問票」

エ. 回答方法

質問期間に受け付けた質問については、質問及びその回答を八頭町公式ホームページで公開します。(質問された法人名は公開しません。)

7. 応募に際しての注意事項

- (1) 応募資格等の要件を満たせない場合や虚偽の内容が記載されている場合は提案を無効とし、この場合に、八頭町は損害賠償等の責任を負いません。
- (2) 本応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。施設整備を行う事業用用地を確保する場合の必要な経費等についても応募者の負担とし、八頭町は一切負担をしません。
- (3) 各提出資料について、複写の場合は必要に応じて原本証明をしてください。
- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。また、一度提出された書類は返却しません。
- (5) 応募書類提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、締切日直前は極力避け、日程に余裕をもってご提出ください。
- (6) 提出書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された非公開部分を除き、公文書開

示請求の対象となります。

- (7) 選考結果が通知されるまでは責任者の配置等の体制を確保しておいてください。
- (8) 応募後に本応募を辞退される場合は、速やかに辞退届出書（様式第21号）を提出してください。
- (9) 応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (10) 事業計画は、介護保険事業者として適切な運営をすることを見据えて立案する必要があります。

特に設備に関しては、事業計画を提出する段階で、介護保険事業者指定基準や建築基準法等関係法規以外にも、介護保険サービス事業所として、高齢者の安全の確保や職員の適切な介護サービスの提供に配慮された設計であるかどうかを検討する必要があります。

これは、設備に関する問題点は早い段階で解消しておかないと、開設後にご利用者や介護職員に対して負担をかけることになり、適切な運営が難しくなるからです。

事業計画の審査の際は、「5. 事業者の選定 （2）選定基準」に沿って事業計画を審査しますので、参考にしてください。

- (11) 1事業者（法人）が応募できる計画は1計画に限ります。
- (12) 申請内容に偽りがないかを自治会や町内部、鳥取県又は他市町の関係部署に確認することがあります。

問い合わせ先

〒680-0463

鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1 郡家保健センター内

八頭町役場 保健課 介護保険係

電 話 (0858) 72-3555

ファクシミリ (0858) 72-3565

E-mail kg-hoken@town.yazu.lg.jp